

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について

標題については、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について（公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）」が策定されたこと等を踏まえ、以下のとおりとなっておりますので、適切な対応をお願いします。

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

別紙1の健康診断については、引き続き令和2年6月末までに実施することが求められているものについては、実施時期を延期して差し支えないこと。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末日までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末日までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があること。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

別紙2の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要ですが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、健康診断の実施時期を延期して差し支えないこと。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末日までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末日までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があること。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末日までの間、テレビ電話による会議方式とすることや延期するなど、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと。

詳細は、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」をご参照ください。

【別紙 1】

労働安全衛生規則の

- 第 43 条の規定に基づく雇入時の健康診断
- 第 44 条の規定に基づく定期健康診断
- 第 45 条の規定に基づく特定業務従事者の健康診断
- 第 45 条の 2 の規定に基づく海外派遣労働者の健康診断
- 第 47 条の規定に基づく給食従業員の健康診断

【別紙 2】

- 有機溶剤中毒予防規則第 29 条の規定に基づく健康診断
- 鉛中毒予防規則第 53 条の規定に基づく健康診断
- 四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条の規定に基づく健康診断
- 特定化学物質障害予防規則第 39 条及び第 41 条の 2 の規定に基づく健康診断
- 高気圧作業安全衛生規則第 38 条の規定に基づく健康診断
- 電離放射線障害防止規則第 56 条及び第 56 条の 2 の規定に基づく健康診断
- 石綿障害予防規則第 40 条の規定に基づく健康診断
- 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に
係る電離放射線障害防止規則第 20 条の規定に基づく健康診断
- 労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断
- じん肺法第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断